

財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年七月二十日に発行した割引短期国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 割引短期国庫債券（第三百八十

二 発行の根拠 一 国債整理基金特別会計法（明治

三 法律及びそ 三十九年法律第六号）第五条第

四 振替法の適 一項 社債等の振替に関する法律（平

五 用等 成十三年法律第七十五号。以下

六 用を受けるとし、その振替

七 機関は日本銀行とする。

八 価格を競争に付して行われる入

九 札（以下「価格競争入札」とい

十 う。）による発行（以下「価格競

十一 争入札発行」という。）及び価格

十二 競争入札と同時に「行われる入札

十三 であつて、財務大臣が各国債市

十四 場を定めるものによる発行（以下

十五 「国債市場特別参加者」第

十六 価格競争入札発行」という。）

十七 各申込みのうち応募価格の高い

十八 各申込みのうち応募価格の高い

十九 各申込みのうち応募価格の高い

二十 各申込みのうち応募価格の高い

二十一 各申込みのうち応募価格の高い

二十二 各申込みのうち応募価格の高い

二十三 各申込みのうち応募価格の高い

二十四 各申込みのうち応募価格の高い

二十五 各申込みのうち応募価格の高い

二十六 各申込みのうち応募価格の高い

二十七 各申込みのうち応募価格の高い

二十八 各申込みのうち応募価格の高い

二十九 各申込みのうち応募価格の高い

三十 各申込みのうち応募価格の高い

三十一 各申込みのうち応募価格の高い

三十二 各申込みのうち応募価格の高い

三十三 各申込みのうち応募価格の高い

三十四 各申込みのうち応募価格の高い

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所参加	元金支払額	償還金額		償還期限	行争入札発
平成十七年七月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額	償還金を支払う。	平成十八年七月二十日	額面金額
			百円につき百円	百円	は、その翌営業日に	七月二十日	百円につき九十九円九